

公の施設に係る受益と負担のあり方の概要

1 趣旨・目的

- 本市の公の施設の多くでは、使用料等の収入に対して維持管理費・運営費の支出が超過しており、その差額は市税収入等により賄われています。
- 公共施設マネジメント実行計画の基本方針に基づき、受益と負担のあり方の視点から、使用料及び減免について見直しを行います。

【参考】公の施設の運営状況（H25～27年度決算平均額）

管理運営コストの80%以上を公費で負担（施設未利用者を含めた市民全体での負担）

- (1) 対象施設： 417施設（見直し対象施設のみ※）
- (2) 管理運営コスト： 約139億円…支出+利用料金（大規模改修などの投資的経費は含まない）
- (3) 使用料・利用料金収入： 約 25億円（うち約12億円は利用料金収入）
- (4) 減免額： 約 11億円
- (5) 受益者負担率（減免除）： 17.8%…（使用料+利用料金）÷管理運営コスト
- (6) 受益者負担率（減免含）： 25.4%…（使用料+利用料金+減免額）÷管理運営コスト

※市営住宅、学校、特会施設等を除く

2 概要

(1) 使用料・利用料金

- 施設種類別に、「公的関与の必要性」と「収益可能性」の視点から、受益者負担割合を定め、料金の改定を行います。
- 利用者の急激な負担増が生じる場合は、改定前の1.5倍を限度に改定します。（現行料金の1.5倍を上限）

(2) 減免

- 団体利用減免については、各局で異なっている主催・共催後援等の基準を統一します。
- 個人利用減免については、年長者施設利用証（65歳以上に交付）により現在10割減免（無料）となっている施設では、少なくとも大人料金の3割の負担をお願いします。
- 障害者手帳等の提示による減免及び子どもに対する減免については、従前どおりの取扱いを継続します。

(3) 回数券・定期券

- 施設の利用頻度を高めるために、回数券の割引率拡大や、回数券・定期券・共通入場券の導入を図ります。

（裏面あり）

参考 対象施設と改定率

大分類	中分類	対象施設	改定率
市民文化	地域コミュニティ	市民センター、地域交流センター	変更なし
	市民活動拠点	生涯学習施設、婦人会館、男女共同参画センター、勤労婦人センター、勤労青少年ホーム	1.5倍
	文化 (ホール・市民会館等)	北九州芸術劇場、響ホール、市民会館、黒崎文化ホール、大手町練習場、旧百三十銀行ギャラリー、旧古河鉱業若松ビル	1.2倍
社会教育	美術館・博物館等	美術館、文学館、松本清張記念館、自然史・歴史博物館、漫画ミュージアム、長崎街道木屋瀬宿記念館、小倉城庭園	1.2倍
	青少年	少年自然の家、足立青少年の家、玄海青年の家、畑キャンプセンター、キャンプ場、ユースステーション、夜宮青少年センター、こども文化会館、児童文化科学館	1.5倍
	環境・産業学習	水環境館、ほたる館、香月・黒川ほたる館、エコタウンセンター、響灘ビオトープ、環境ミュージアム、産業技術保存継承センター	1.5倍
スポーツ	スポーツ	体育館・スポーツセンター、武道場、野球場、庭球場、陸上競技場、運動場・球技場、プール	1.5倍
保健福祉	保健福祉 (高齢者福祉)	新門司老人福祉センター、年長者研修大学校	変更なし
	保健福祉 (スポーツ系)	穴生ドーム、障害者スポーツセンター	1.5倍
	保健福祉 (福祉会館)	福祉会館	変更なし
	保健福祉 (火葬場)	火葬場	変更なし
	保健福祉 (障害者福祉会館)	障害者福祉会館	変更なし
子育て支援	子育て支援	緑地保育センター、子育てふれあい交流プラザ、子どもの館	変更なし
	子育て支援 (児童館)	児童館	変更なし
観光・産業	観光	関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、旧門司税関、門司港レトロ観光物産館、門司港レトロ展望室、旧九州鉄道本社、九州鉄道記念館西駐車場、門司麦酒煉瓦館、旧大連航路上屋、小倉城、門司港レトロ駐車場	1.4倍
	産業関連 (産業支援系)	テレワークセンター、学術研究都市、起業家支援工場、折尾東部総合食料品小売センター、農家年長者創作活動施設	1.5倍
	産業関連 (レジャー系)	脇田漁港フィッシャリーナ、釣り台付き遊歩道	1.1倍
	産業関連 (コンベンション等)	国際会議場、国際展示場、商工貿易会館	変更なし
その他	有料公園 (レジャー系)	到津の森公園、ひびき動物ワールド、志井ファミリープール	変更なし
	有料公園等	白野江植物公園、山田緑地、平尾台自然の郷、響灘緑地、河内自転車貸出施設、総合農事センター	1.5倍
	自転車駐車場	自転車駐車場	変更なし
	霊園等	霊園、納骨堂	変更なし
	交通安全センター	交通安全センター	変更なし